

下妻市内の自主防災組織に対する補助金交付について

※下線部が令和 7 年度に修正された内容

補助対象事業		補助対象事業者	補助対象事業経費	補助額
自主防災組織活動事業	1 自主防災組織結成事業	市内に存する自主防災組織	説明会の開催、普及啓発資料の作成、先進地調査、防災カルテ・防災マップの作成その他新たな自主防災組織の結成に必要な事業に要する経費	1 組織当たり 3 万円
	2 資機材等整備事業	市内に存する自主防災組織	メガホン、消火器、救助用具、担架、避難誘導旗、腕章、強力ライト、非常持出袋その他自主防災組織の整備に必要な資機材及び備蓄食糧の購入に要する経費	1 組織当たりの補助対象経費の 2 分の 1 以内の額（限度額 10 万円）
	3 資機材等維持事業	市内に存する自主防災組織	ホース格納箱、消防用ホース、筒先、マンホール開閉器及び消火栓開閉器の維持（更新、修繕等をいう。）に要する経費	1 組織当たりの補助対象経費の 2 分の 1 以内の額（限度額 10 万円）
	4 防災活動事業	市内に存する自主防災組織	防災訓練、防災講話の実施に要する経費（ただし防災啓発物品以外の食料・飲料品費は除く）	1 組織当たりの補助対象経費の <u>合計額</u> （限度額：参加者 20 名以上 3 万円、参加者 20 名未満 2 万円）

- （注） 1 自主防災組織結成事業及び資機材等整備事業において行う 1 組織当たりの補助は、一回に限るものとする。ただし、資機材等整備事業にあつては補助金の交付の日から 5 年を経過したときは、この限りでない。
- 2 また、防災活動事業において行う 1 組織当たりの補助は、1 つの年度に 1 回とし、他の制度による助成金又は補助金の交付を受けているものは対象としない。
- 3 資機材等整備事業、資機材等維持事業において算出された補助額に 1, 000 円未満の端数が生じた場合には、その端数は切り捨てるものとする。